

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求

1 請求人

和歌山県田辺市天神崎2番17号 畑中正好

2 請求年月日

令和7年4月10日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

森礼子に対し金122,984円(当初200,000円)の損害賠償請求あるいは返還請求をせよとの措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人は、和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成員である。

(イ) 森礼子

森礼子(以下「森県議」という。)は、現職の和歌山県議会議員であり、受領した政務活動費の一部を違法・不当に支出している相手方である。

イ 政務活動費(公金)の受領及び支出

森県議は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条第14項から第16項まで及び和歌山県政務活動費の交付に関する条例(平成13年和歌山県条例第34号。以下「本件条例」という。)に基づき、県から交付され受領した2023年度(以下、西暦は下二桁表記とする。)の政務活動費のうちから、同議員が県政報告会とする会場費に200,000円を支出している。

ウ 会場費に支出した政務活動費の違法・不当

(ア) 森県議の主観による県政報告会

森県議が政務活動費から支出したとする23年度政務活動費収支報告書の広聴広報費に計上する金311,196円のうち、金200,000円に関する客観的な情報としては、森県議から金200,000円を領収したとする23年11月27日に発行されたホテルグランヴィア和歌山(以下「ホテル」という。)の領収証があり、当該領収証のただし書に「会場費(11/23)」と記されている。それ以外に、当該領収証を貼付した貼付用紙に「県政報告会」「会場費」と書き込まれているが、「県政報告会」という書き込みは、実際に、どのような県政報告会が行われたのかなど客観資料で明らかなものではなく、飽くまで、森県議の主観で記されたものに過ぎない。

(イ) 「森れい子この指とまれ紅葉の集い県政報告会」の開催

しかし、森県議が関係する県政報告会として、「森れい子この指とまれ紅葉の集い県政報告会」が、森県議を代表者とする政治団体「星礼会(せいれいかい)」(所在：和歌山市新内8番地。以下「星礼会」という。)の主催で、23

年 11 月 23 日にホテルにおいて開催している。ただし、この県政報告会は、星礼会が対価を徴収（有料）して、政治資金を集める目的で行う「政治資金パーティー事業」として開催したものである。

そして、当該事業には、

a 収入が 4,650,000 円

b 支出が 3,691,468 円（①食事代 3,092,500 円、②印刷代 173,250 円、③公演料 110,000 円、④吉宗餅代 99,360 円、⑤その他 216,358 円）

あったとする。なので、収支差の収益が 958,532 円存している。かかる収益は、星礼会の政治活動に使用されるものである。

（ウ） 森県議の主観による県政報告会は森れい子この指とまれ紅葉の集い県政報告会以上の情報を照合すると、上記（ア）の県政報告会の日が 11 月 23 日であるし、上記（イ）の政治資金パーティーの日が 11 月 23 日であるから、どちらも同一日の開催であり、開催した会場が双方とも同じホテルである。このことからすると、同県政報告会と同政治資金パーティーとは、同一の県政報告会と認められる。

（エ） 会場費に支出した政務活動費は星礼会の政治資金に環流

そうすると、上記（ア）の県政報告会は、それを主催した者が、そもそも森県議がしたものではなく、星礼会という森県議が代表者を務める政治団体がしたものである上、その開催目的が、対価を徴収（有料）して政治資金を集めるという政治資金パーティー事業としてしたものである。

そして、星礼会には、政治資金パーティー事業による収益が存するが、その経費の会場費に政務活動費を充てることは政務活動費を星礼会の政治資金に環流させることに他ならない。

（オ） よって、上記（ア）の県政報告会の会場費に政務活動費を充当支出することは、本件条例の目的外支出であって、当該政務活動費支出は違法・不当である。

エ 怠る議長の名

請求人畑中は、本件に先立ち、長坂隆司県議の 19 から 23 年度政務活動費支出合計約 2,170,000 円の不正を暴露し是正させたが、同議員の公開される収支報告書には「県政報告」あるいは「県政レポート」とする記載があるものの、それが、政治団体のレポートであり、その政治団体にはレポート発行による収益のあることが隠されていた。本件でも、県政報告会の実質的な内容が公開されていず、森県議が記す「県政報告会」という主観的表記を良として支出を許しているが、使用の透明性が確保されているとはいえない。

私達が加盟する全国市民オンブズマン連絡会議で毎年行っている政務活動費公開度ランキングにおける 47 都道府県順位の和歌山県はワースト 2 位に甘んじているが、このワースト 2 位は、他の都道府県が公開度を改善させ順位が上昇するもので下げたものに他ならない。

議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使用の透明性の確保に努めるものとする、と本件条例第 13 条は定めているのに、上記のような状態では、議長がその努めを怠っているというべきである。

オ 不当利得請求と知事の真正怠る事実

森県議は、上述したとおり政務活動費を違法・不当に支出し、もって、支出した金員を不当に利得しており、県はそれらの同等額の損害を被っている。

カ 知事の真正怠る事実

本件の場合、本件条例第 10 条第 4 項により、不当利得返還義務が発生することを明確にしており、知事は、県が被っている上記損害の回復を図る返還請求権等を有しているにもかかわらず、今日に至るもその権限を何ら講じず違法に怠っている。

キ 結論

よって、請求の趣旨記載の勧告を求め、法第 242 条第 1 項に基づき、別紙事実証明を添付の上、請求する次第である。

(3) 添付された事実証明書

ア 森県議の 23 年度政務活動費収支報告書及び領収証の写し

イ 星礼会の 23 年政治資金収支報告書の写し

第 2 住民監査請求書の受理

本件請求は、法第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を具備しているものと認め、令和 7 年 4 月 17 日に受理を決定した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

請求内容を勘案し、本件政務活動費に関する返還請求を行っていないことが、法第 242 条第 1 項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

和歌山県議会事務局（以下「議会事務局」という。）

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対し、令和 7 年 5 月 2 日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同条第 8 項の規定に基づき、関係機関の職員の立会いを認めた。

請求人からは、「和歌山県薬剤師連盟の 23 年政治資金収支報告書及び同収支報告書とともに提出された領収証の写し」と「森県議のホームページ（抜粋）の写し」及び住民監査請求書が提出された時に添付される予定であった「星礼会の 23 年政治資金収支報告書の添付書類である領収証等の写し」が証拠書類として提出されるとともに、陳述された意見の概要は次のとおりであった。

請求人は、請求の趣旨で「200,000 円」の返還を求めているが、その金額を「122,984 円」に変更する。23 年度政務活動費収支報告書に計上された違法な支出は、請求の理由で述べているとおり県政報告会会場費の「200,000 円」であるが、不当利得の返還としては収支差による残余であるとする最高裁の判例があることから、それに従い、当該 200,000 円を支出への計上が違法であるとして減じた残余の 122,984 円に変更する。

また、森れい子この指とまれ紅葉の集い県政報告会について、請求理由において、星礼会が主催したと主張しているが、当該県政報告会の主催者を、森県議や星礼会もそ

のメンバーの一員と思われる「森れい子のこの指とまれ！紅葉の集い県政報告会実行委員会」（以下「実行委員会」という。）に変更する。もともと本件会場費の支出に関する森県議の説明には、「県政報告会会場費」（以下「本件会場費」という。）とする記載をしているものの、こういう者がしたという説明がなく、主催者を隠していると言えるものであったが、請求人の調査の過程で、主催者が実行委員会であると判断できたものである。

次に、本件会場費の支出に関する森県議の説明が、「県政報告会会場費」のみであるが、当該会場費の領収証の相手方が「森礼子」であることから、主催者が森礼子と誘導し誤解を招かせる報告となっている。しかし、これは、そう誤解を招くよう誘導するものと言え、真実は、実行委員会が主催した政治資金パーティーの会場費である。

さらに、「県政報告会会場費」とする本件会場費の支出に関する森県議の説明には、その県政報告会が有料であったこと、それも、開催前からチケットで有料代金を受領していたことを伏せて隠している。また、有料の対象を区分していないことから、仮に、会食しないあるいは公演を上演しない森県議が県政報告する場であったとしても、それも政治資金パーティーであることを左右するものとは言えない。もとより、政治資金パーティーが開催日前から有料で計画されて実施されていたということは、その開催は有料収入を得ることが目的であったということができ、森県議は県政報告会を有料でしたことを伏せて隠しているが、このような有料収入を得る目的とした開催経費は全て政務活動費が充てられる範囲にないことは明白である。

また、政治資金規正法の規定からすると、政治資金パーティーとは、政治活動に使う資金を集める目的で会費を徴収する催物というものであって、名称にパーティーと記載されていることや会食を提供することが要件とされているものでないし、任意の市民団体の開催が禁止されているとまでは言えない。そうすると、本件会場費の会場で行われた催物が、会食や公演が提供あるいは上演されていないものであったとしても、それも政治資金パーティーであって、政治資金パーティーではないと別異に解する余地は全くないことから本件会場費は政治資金パーティー経費という他なく、政治資金パーティー経費たる本件会場費は、政治活動のための経費であって、政務活動の範囲と言えない経費であることは明白であることなどから、請求の趣旨記載のとおり県知事に勧告することを求めるものである。

4 議会事務局による陳述

法第 242 条第 8 項の規定に基づき、議会事務局に対し、令和 7 年 5 月 2 日に陳述の機会を設け、同条同項の規定に基づき、請求人の立会いを認めた。

議会事務局からは、本件請求に対する意見として以下のような陳述があった。

今回請求のあった政務活動費の支出については、本件条例の趣旨や政務活動費の手引の運用基準に基づいて、適正に処理を行っている。

5 関係人調査の実施

和歌山県選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）及び森県議に対し、法第 199 条第 8 項の規定に基づく関係人調査を実施した。

6 監査委員監査の実施

議会事務局に対し、令和 7 年 5 月 14 日に法第 242 条第 5 項の規定に基づく監査委員

監査を実施した。

第4 監査の結果

1 主文

本件請求は、請求人の主張に理由がないので棄却する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査、監査対象機関からの事情聴取、関係人調査等から、次の事項について確認した。

(1) 政務活動費の制度の概要

ア 政務活動費制度については、法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されており、また、同条第15項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を議長に報告するものとする。」と規定されている。

イ 上記アの規定を受け、本県では、「本件条例」及び「和歌山県政務活動費の交付に関する規程」（以下「規程」という。）を制定しており、その主な内容は以下のとおりである。

(ア) 政務活動費は、議会の議員及び会派に対し交付され、議員に係る政務活動費は、月額27万円を交付する（本件条例第5条第1項）。

(イ) 議員の政務活動費を充てることができる経費の範囲は、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費とし、このうち「広聴広報費」の内容は「議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」である（本件条例別表第2（第2条関係））。

(ウ) 知事は、毎年度4月10日までに政務活動費の交付を受けようとする議員について議長から通知を受けたときは、当該年度に係る政務活動費の交付決定を行う。また、知事は、当該決定を受けた議員から毎四半期に属する最初の月の20日までに当該決定に係る政務活動費の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付する。ただし、1四半期の途中において議員の任期が満了する場合には任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとされている（本件条例第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項）。

(エ) 政務活動費の交付を受けた議員は、当該政務活動費に係る収支報告書を毎年4月30日までに議長に提出しなければならない（本件条例第11条第1項）。

(オ) 議長は、議員から提出された収支報告書の写しを知事に送付する（規程第4条）。

(カ) 知事は、政務活動費の交付を受けた議員からその年度に受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において行った政務活動による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずること

ができる（本件条例第 10 条第 4 項）。

（キ）政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を作成するとともに、証拠書類等を収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない（規程第 6 条）。

(2) 森県議に対し交付された政務活動費の額等

令和 5 年度（令和 5 年 5 月から令和 6 年 3 月分）に森県議に対して交付された政務活動費は、2,970,000 円である。

また、本件条例第 11 条に基づき議長あて提出された収支報告書の収入額は、2,970,000 円、支出額は、3,047,016 円である。その支出額のうち広報費の額は、311,196 円であり、内訳は、県政報告会ハガキ印刷に 6,490 円、郵送代 104,706 円、県政報告会会場費 200,000 円であった。

このうち、県政報告会会場費の資料として令和 5 年 11 月 27 日付のホテルの領収証が添付されており、そのただし書に「会場費として（11/23）」と記載されている。

(3) 選挙管理委員会に対する関係人調査の概要

森県議が代表を務める政治団体「星礼会」の政治資金パーティー開催事業「森れい子この指とまれ紅葉の集い県政報告会」（以下「政治資金パーティー」という。）に関する支払内容を確認するため、令和 7 年 4 月 21 日付で、選挙管理委員会に対して、政治資金規正法に基づき提出された令和 5 年分収支報告書（令和 6 年 1 月 24 日提出分）に添付された領収証などの資料を提出するよう依頼する関係人調査を文書により実施した。

その結果、収支報告書に添付されていた領収証等は、政治資金パーティーの会場として使用したホテルの領収証、パーティー案内状等を印刷した印刷会社の領収証、同パーティーでの公演を行った事務所の領収証及び同パーティーで配付したと推測される餅代を支払った振込控えであった。

このうち、ホテルの領収証は 11 月 27 日付で発行されており、金額欄には 3,092,500 円、ただし書には「ご会合費として（11/23）」と記載されていた。

(4) 森県議に対する関係人調査の概要

ア 令和 7 年 5 月 13 日に森県議に対し関係人調査を実施した。

（ア）森県議からの回答の概要は、以下のとおりだった。

- ・ 令和 7 年 4 月 10 日付けで、報道関係各位あてに発出した文書にも記載したとおり、令和 5 年 11 月 23 日には、ホテルで令和 5 年度政務活動費収支報告書に記載の県政報告会（以下「県政報告会」という。）と政治資金パーティーを開催した。
- ・ この県政報告会と同日に開催した政治資金パーティーは、異なる会合である。
- ・ 県政報告会は、11 時から約 1 時間程度、参加費は無料で開催し、会場はホテルの 6 階メゾングラン（中宴会場）で、参加者は約 80 名。参加者の募集は案内状を 200 枚程度印刷し、近所の方や中学校の同級生に複数枚ずつ渡し、できるだけ多くの方に出席してもらえよう配布を依頼する方法で行った。
- ・ 政治資金パーティーは、同日 16 時から開催し、会場はホテルの 6 階ル・グラン（大宴会場）で、会費は参加者一人につき 10,000 円だった。参加者の募集は後援会会員に対して案内状を送付する方法で行った。

- ・県政報告会と政治資金パーティーに関するホテルへの支払については、それぞれ個別に請求してもらって支払っている。
- ・政治資金パーティーの会場費については、特別プランの単価 7,500 円の中に含まれているものと認識している。
- ・領収証のあて名については、いつも個人名でもらうようにしている。請求書のあて名については、特に意識していない。本件の請求書のあて名についてもホテル側に任せていた。

(イ) 森県議からは、当該回答に併せて、以下のとおりの資料の提出があった。

- ①県政報告会案内状
- ②政治資金パーティー案内状、同封筒、同出欠ハガキ、同入場券（チケット）
- ③政務活動費収支報告書に添付されていた、県政報告会の会場費の領収証（200,000 円）に対応するホテル発行の請求書及び添付の請求明細書（以下「県政報告会分請求書及び請求明細書」という。）
- ④政治資金収支報告書に添付されていた、政治資金パーティーの会合費の領収証（3,092,500 円）に対応するホテル発行の請求書及び添付の請求明細書（以下「政治資金パーティー分請求書及び明細書」という。）
- ⑤県政レポートハガキ

イ 森県議が提出した資料を確認したところ、以下のとおりであった。

(ア) 県政報告会案内状(①)には、令和 5 年 11 月 23 日 11 時から開催されること及びホテル 6 階のメゾングランが会場である旨が記され、参加費に関する記載はない。

(イ) 政治資金パーティー案内状(②)には令和 5 年 11 月 23 日午後 4 時から開催されること及びホテル 6 階のル・グランが会場であり、会費は一人 10,000 円である旨が記載されている。また、会費についての説明として支払方法は、当日受付であることと前日に支払う場合は、主催者に連絡するよう記載されている。

なお、この案内状には、同日 11 時から開催される県政報告会に関する記載はない。

(ウ) 政治資金パーティーの入場券（チケット）(②)には、パーティーの名称（「森れい子のこの指とまれ！」紅葉の集い県政報告会）、日時(令和 5 年 11 月 23 日午後 4 時から)、場所(ホテルグランヴィア和歌山 6 階ル・グラン)、会費等のほか、この入場券を当日会場受付に提出するよう記載されている。

なお、この入場券にも、同日 11 時から開催される県政報告会に関する記載はない。

(エ) 県政報告会分請求書及び請求明細書(③)のうち、請求明細書には、「ご利用日 2023 年 11 月 23 日 木曜日」「会場名 メゾングラン」「形式 報告会」「人数 100」「時間 11:00～12:00」との記載がある。請求の内訳は「室料 165,290 円」「サービス料 10% 16,529 円」「消費税 10% 18,181 円」となっており、「ご請求額 200,000 円」となっている。さらに、「発行日:2023 年 11 月 23 日 20:05」「予約 No:10042497」「明細 No:D166193」との記載がある。

なお、請求書のあて名は「森れい子後援会事務所」、請求明細書のあて名は「森

れい子のこの指とまれ！紅葉の集い県政報告会」となっている。

(オ) 政治資金パーティー分請求書及び請求明細書(④)のうち、請求明細書には、「ご利用日 2023 年 11 月 23 日 木曜日」との記載があり、「会場名 ルグラン全アクア全」「形式 会食」「人数 412」「時間 16:00～18:00」との記載、「会場名 シェグラン A」「形式 控室」「人数 15」「時間 13:00～16:00」との記載、及び「会場名 シェグラン B」「形式 控室」「人数 15」「時間 13:00～16:00」との記載がある。

請求の内訳は、「内容 特別プラン」「単価 7,500 円」「数量 412」「金額 3,090,000 円」と、「内容 マイク」「単価 1,250 円」「数量 2」「金額 2,500 円」となっており、「ご請求額 3,092,500 円」となっている。さらに、「発行日：2023 年 11 月 23 日 20:05」「予約 No：10042497」「明細 No：D166194」との記載がある。

なお、請求書のあて名は「森れい子後援会事務所」、請求明細書のあて名は「森れい子のこの指とまれ！紅葉の集い県政報告会」となっている。

第 5 監査委員の判断

請求人は、県政報告会と政治資金パーティーがどちらも令和 5 年 11 月 23 日に開催され、開催した会場が同じホテルであることなどから同一の会合であるとし、さらに有料の区分を記載していないことから食事の提供や公演の上演のない県政報告会も真実は実行委員会が主催した政治資金パーティーと同一であるとして、有料である政治資金パーティーの会場費に政務活動費を充当することは違法・不当であると主張している。

ア この点について、森県議から提出された資料を検討したところ、県政報告会と政治資金パーティーは、それぞれに案内状があり、県政報告会分請求書に添付の請求明細書には、会場の使用時刻として 11:00～12:00 であることが明記されている。一方、政治資金パーティーについては、政治資金パーティー分請求書に添付の請求明細書に、会場の使用時刻として 16:00～18:00 であると明記されている。これらのことからすると、令和 5 年 11 月 23 日には、県政報告会とは別に、政治資金パーティーが開催されたことが優に認められる。

そうすると、県政報告会と政治資金パーティーを「同一の県政報告会」とであるとする請求人の主張は前提を欠く。

イ ただし、政務活動費から支出された会場費の 200,000 円が、政治資金パーティーの会場費に充当されていないかどうかは、なお検討の必要がある。この点について、ホテルの公式ホームページを確認したところ、特別プランとされるメニューはないものの、ホテルには、同窓会プランやパーティープランなどの案内が掲載され、その説明の中にプラン内容として料金には、室料（2 時間）・料理・フリードリンクを含むと記載されており、政治資金パーティーの会場費はプランの単価の中に含まれるという森県議の主張と整合するものだった。

以上の検討からすると、政務活動費から政治資金パーティー会場費が支出されたという事実はないと認められる。

ウ また、請求人は県政報告会が有料で開始前からチケットで有料代金を受領して

いたことを隠蔽しているとしているが、上記アで述べたとおり、県政報告会と政治資金パーティーはそれぞれ別のスケジュールの会合であり、県政報告会の案内状には参加費を徴収することやその徴収方法などの記載がない上、政治資金パーティーの案内状やその入場券に県政報告会に関する記載はないことから、県政報告会の参加費は無料であるという森県議の主張は、不自然なものとは言い難い。

エ なお、上記第4の2(4)イ(エ)及び同(オ)で指摘したとおり、県政報告会分請求書も政治資金パーティー分請求書も、いずれも請求書のあて名は「森れい子後援会事務所」と記載されていたという事情はあるものの、いずれの請求書も予約Noが共通であることからしても、ホテル側が請求書のあて名まで分けなかったとしても不自然なところはなく、このことをもって上記アの認定を覆すとは到底言えない。

以上のことから、請求人が主張する、政務活動費を政治資金パーティーの会場費に充てたという事実は認められないから、本件会場費に政務活動費を充当したことは違法・不当であるとは言えない。

よって、請求人の指摘する政務活動費における広聴広報費に関して返還を求めるべき理由はないものと認められるため、知事が違法若しくは不当に財産の管理を怠っているという請求人の主張には理由はないため、主文のとおり判断する。

第6 監査委員の意見

政務活動費の収支報告書等の確認事務について、監査委員は次のように考える。議会事務局は、政務活動費の使途が条例や運用基準に適合しているかについて、通常の審査の中で議員等に聞き取りや資料の提示を依頼し、内容を確認した場合は、必要に応じてその確認経過を書面等により記録し保存することが望ましいと考える。とりわけ、住民監査請求があった際に、請求内容と関連して、政務活動費の使途の調査や確認の作業を行った場合は、その調査や確認経過の記録を書面等により保存することが必要と考える。